

# 安政期福岡藩における西洋軍法の導入と抵抗

梶 原 良 則

## はじめに

福岡藩十一代藩主の黒田長溥（齊溥）は、鹿児島藩八代藩主島津重豪の十二男で、文政五年（一八二二）福岡藩十代藩主黒田斉清の嗣子に迎えられ、天保五年（一八三四）襲封した。<sup>(1)</sup> 実父島津重豪、養父黒田斉清はともにオランダを中心とするヨーロッパの文物に強い関心を示し、いわゆる蘭癖大名として著名であった。両者の影響もあって、長溥自身も蘭学・洋学―特に軍事を中心とする西洋の学術―に強い関心を示し、海外の情勢にも通じた大名として知られている。嘉永五年（一八五二）には、幕府より示されたペリー来航予告情報に応えて、ペリー来航の確實性と十分な対策の必要性を説いた建白書を提出し、翌年のペリー来航後に幕府の求めに応じて提出した建白書では、積極的な開国論を展開した数少ない大名のひとりであった。<sup>(2)</sup> また、安政二年（一八五五）よりはじまつた幕府の長崎海軍伝習

には、福岡藩からも多くの家臣を派遣し、西洋の軍事科学技術を習得することに熱心であった。勝海舟の著した「海軍歴史」によると、伝習参加者は幕府の三十九名を除き、諸藩の中で佐賀藩の四十七名に次いで二番目に多い、二十八名にのぼっている。<sup>(4)</sup>

幕末福岡藩における蘭学・洋学導入に関する研究は、まず宮本又次氏によって精鍊所事業・銃砲製造事業・造船事業などが検討され、軍備国防と藩官宮利事業の二面から新事業に着手したものの、藩内に保守的傾向が強く成果は僅少であったことが指摘されている。<sup>(5)</sup>ついで、寛政期以降の世界情勢の紹介や医学など福岡藩洋学史研究を進展させた井上忠氏も、幕末の殖産・軍事科学技術導入に関しては、かなりの努力が払われたが藩士間に無用の消費とする反対が強く、代々養子の藩主が続いて鹿児島藩や佐賀藩のように藩主独裁を強行できず、加えて財政困難のために一応の試み程度にとどまり、成果を上げることは出来なかつたと結論付けている。<sup>(6)</sup>また、檜垣元吉氏は、安政四年（一八五七）五月の黒田長溥による洋式軍法採用の諮問と家老の答申を検討し、開明君主長溥は家臣の抵抗に牽制されて軍備の近代化を実現できなかつたとしている。<sup>(7)</sup>

このように、開明的藩主黒田長溥の洋学導入による軍事改革の試みが、藩内保守派の抵抗によって挫折したことを、先行研究は指摘している。しかし、藩内保守派の抵抗とは具体的にどのようなものであり、実際に軍事改革の成果は僅少であったのか、詳細が明らかにされているとはいがたい。本稿では、限られた史料のなかではあるが、安政期に焦点を絞り、藩内の抵抗を中心に検討を試みたい。

## 一 西洋軍法の導入

安政四年（一八五七）三月十九日に江戸を発ち、四月二十五日に帰国した黒田長溥は、五月十七日「御直才可被遊旨被仰出候」というように、藩主みずから直接藩政に携わることを宣言し、同時に「蘭法調練御取起し、蘭医御抱等之御沙汰も有之」と、蘭法（蘭方）調練の開始と蘭方医召し抱えの指示を出した。<sup>(8)</sup>

この藩主親政と蘭方医登用は、長溥が江戸にあった安政三年段階から計画されていたもののように、「大坂ニおるて緒方洪庵江三十人扶持被下、追々御用被為在候節御國元へ可被為召、右御扶持被下候一件、其外江戸表御取締向御直才」というように、大坂の著名な蘭方医であった緒方洪庵の登用と江戸表での藩主親政等に關する長溥の直書が、国元の家老黒田播磨<sup>(9)</sup>と立花彈正の両人宛てに送られている。これに対して播磨と彈正は、安政三年十一月八日、基本的には了承する旨の請書を江戸へ送っている。ただし、「右御扶持被下候儀ハ類例も有之御間無之候得共、一時ニ三十人扶持被下候儀、御内実之処ハ勘弁も不仕」と、洪庵へ扶持を与えることには同意しつつも、いきなり三十人扶持を与えることには異を唱えている。しかし、蘭法伝習の最中でもあることから、「只今御医師内医術ニ付而ハ洪庵事段々御世話もいたし上候付、年々米百俵充被下候而、此先弥出精御國元へ罷出候ハ、追而思召通相成候而も可御宜と申合候旨申上」というように、まずは毎年米百俵を与えることとし、洪庵が福岡へ下向し出精して御用を勤めたときに、長溥の意向通り三十人扶持を与える様にしてはどうかと申し合わせて進言している。<sup>(10)</sup>

安政期福岡藩における西洋軍法の導入と抵抗（梶原）

安政四年五月十七日の蘭法導入に関する藩主長溥の指示に対し、黒田播磨以下家老中が提出した請書は、「上、蘭法之儀、昨日播磨殿初ち之御請振御不承知」と、長溥の容認するところとはならず、「依而御書面御渡被遊、御下書拝見被仰付候間、少々存寄申上、尚同席中へ速ニ御掛可然と申上置」というように、同十九日長溥は書面にて再度指示することにして家老の彈正に相談し、彈正からは速やかに家老中に諮るほうがよいという返答をえている。<sup>(12)</sup> 弹正は、藩主長溥の信任をえて財政改革をすすめていたことから、蘭法導入に関して個別に相談されたものと考えられる。実際、十九日の内に「蘭法一件之御書付」が、藩主長溥から家老の播磨に渡されたことが確認できる。<sup>(13)</sup>

残念ながら、この「蘭法一件之御書付」そのものは見出しえないが、「安政四年丁巳五月十九日齊溥公ち家老中江御渡之御書付写<sup>(14)</sup>」の中に「家老中江申述候大意」という史料が含まれており、これによってその概要を知ることができる。「家老中江申述候大意」によると、長溥が家老中に渡した蘭法に関する書付の内容は、次のようなものであつた。

西洋軍法委細ニ申候得者、是迄當家軍法以來用ひ不申と之訣ニハ無之、當家軍法ハ格別ニ候得共、今ヲ去ル事二百年余ニ相成、太平久しく人々実地を踏候者無之、且々兵家者流口弁ニまかせ色々申述、加ル之ニ後人之工風たくみ水練のみニ相成申候、異国ニおるてハ今以戰争不絶、実地を踏み候上ニ、大小砲器其外日夜精巧をきわめ至てするとく候間、右ニ対用いたし候事不容易、古語ニも彼をしり已シをしると有之候得ハ、先第一西洋軍法於此方得と平日致調練候上、宜敷所ハ取用ひ、當家之軍法ニ潤色いたし候事ニ付、諸人彼是申立候事ハ無之候得共、右

之儀不存者其色々申も尤存候、乍然先当時ハ西洋軍法得と覚候まで致出精、西洋計調練いたし不申してハ急ニ覺不申候、何時異人乱妨可致哉も難計候得ハ、一日も安閑と日を送る時節ニ無之候間、極々急務之事也

右大意相記

五月十九日

この「家老中江申述候大意」の内容は、以下の七点に要約できるであろう。第一に、西洋軍法の調練を実施するからといって、当家の軍法を今後は用いないということではない。第二に、当家の軍法は格別ではあるけれども、二百年余も前のもので太平の世が続いたため実戦経験を積んだものもいない。第三に、異国では今でも戦争が絶えず、実戦経験を踏まえて大砲・小銃など精巧を極め優れたものとなっている。第四に、西洋軍法の調練を実施して、よいところを取り入れ、当家の軍法を潤色することが目的である。第五に、このような事情を知らないものが反対しているのである。第六に、西洋軍法を十分に習得するまでは、西洋軍法の調練だけを一途に行わなければ速やかな習得はできない。第七は、いつ異人が乱妨におよぶかわからない時節なので、西洋軍法の調練は一日の猶予も許されない一大急務である。

このように、「蘭法一件之御書付」とは、改めて西洋軍法調練開始の必要性を訴えるものであつたが、当家（黒田家）の軍法に固執するものたちが西洋軍法の調練開始に反対し、家老中もこの動向に規定されて西洋軍法採用に慎重な姿勢を見せていた。このことが、長崎海軍伝習の成果を採り入れて、西洋軍法の採用による軍事改革に意欲を示す

安政期福岡藩における西洋軍法の導入と抵抗（梶原）

藩主黒田長溥と家老中の対立をもたらしていた。

この「蘭法一件之御書付」に対する家老中の請書は、五月二十四日に提出されるが、長溥はこれに對して、「以外御不承知之由」というように、強い不快感を示したことが知られる。<sup>(15)</sup> 家老中より提出された請書は、「安政四年丁巳五月廿四日齊溥公江蘭法一条之御請書写<sup>(16)</sup>」によると以下のような内容であった。

まず、家老中は、「御軍法之儀も往く御掛之節御請申上置候処、尚又思召無御覆藏御理解被仰付、存寄も候ハ、毛頭遠慮ニ不及申上候様、御委細被仰付難有奉畏候」というように、先に藩主長溥より西洋軍法の採用について諮詢された際には同意したもの、存寄があれば遠慮なく申し出るようとの意向を受けて、西洋軍法採用をめぐる藩主との考え方の相違について、次のように述べている。

畢竟私共是迄西洋軍法ハ取調へ候儀も無御座発明不仕候付、見込之程御明断之尊慮ニ戻り重々奉恐入候、上江者西洋窮理之道疾ク御發明被遊、御格別之御英断中々凡慮之不及所ニ御座候、尤私共と申ても強テ蘭法等を只々下ケ墨申ス訳ニ而ハ無御座候得共、一統いまた信用不仕者勝ニ而、色々申立候情態常々見聞仕候ニシテ、御国政を御預ケ被成候身分夫是懸念不少、依之蘭法等御取用方、上とハ寛急之相違出来仕候儀ニ御座候、乍去根元ハ思召齟齬仕候儀ニ而ハ無御座候、然處此節御書付を以御委敷御教諭被仰付候ニ付、爰ニ至候而ハ無異議御同意申上候苦ニ候得共、心底懸念ながら上ハ向御隨ひ申上居候而者、現業不知々々才判方御趣意ニ戻り候儀出来可仕も計りかたく、左候而者弥以奉恐入候間、得と納得仕候上ニ而さつハり御同意申上、御合体ニ相成才判不仕してハ御不為

之儀ニ付、不顧恐申合之趣今一応不残左ニ申上候、尚御明断之上御教示奉仰願候事

このように、西洋の学術に通じた藩主長溥の先見に敬意を示しながらも、いまだ家臣たちが信用していない西洋の軍法を採用することについては、藩政の担当者として無条件に同意することはできないとし、納得したうえで同意するためにも、家老中で申し合わせた次の六カ条について指示を求めている。<sup>(1)</sup>

一 御家中初メ、御家の御軍法を見馴レ聞馴隨身仕、二百年來之御恩澤を蒙り候ヘハ、万一事ある日ニ者、御馬前ニ身命を抛チ可申ト十人ニ八九迄ハ心掛居申歟ニ候、然ルニ時之御勢ひニ而、御先祖様以来之御軍法も西洋ニ普シ共ハ仕間敷哉と、誠ニ眉をひそめ御模様を相伺居申候人氣と相聞申候、其折柄ニ西洋調練等一時ニばたヽ被仰出候而ハ人心果而不帰服動搖仕可申、左候而者只上ハ向計威服ニて調練之業前ハ相覚ニ可申候得共、根之人心ハ相離レ、甚御不安心之御儀ニ可有御座候、就而ハ御副書ニ被遊候通、彼レが長所を被為取候て御軍法御潤飾と申ス届キ御趣意をハ被押立、御家の御軍法ハ是迄之通被為立置、異船防禦之為ニ西洋軍術を此節御開キ之思召ヲ以、諸向々御施被遊漸々御率ひ被成候ハヽ、自ラ信服仕、却而御現功速ニ相顯レ可申歟ニ付、先當時ハ極々小人数ニ而御側向等々追々調練被仰付、次第々々ニ御手を太メられ、人心信服之否を御見定メ被遊、大調練ニ御仕懸リ被遊候方御上策歟と申合候事

このように、第一条では、多くの家臣たちが、先祖以来の御家の軍法に西洋軍法が広く入り込んでくるのではないかと心配し様子を窺つて いるような状況の中で、西洋軍法の調練を突然に厳しく命じられても、家臣たちは帰服せず

安政期福岡藩における西洋軍法の導入と抵抗（梶原）

動搖するばかりである。従つて西洋軍法の調練は、その長所を取り入れて御家の軍法を潤色するために実施するのであり、あくまで御家の軍法を基本に立てた上で、異国船防禦のために西洋軍法の調練を開始するのだということを明確に家臣に示した上で、先ずは御側向の少人数に調練を命じ、次第に手を広げ、人心の信服を見定めた上で大規模な調練に取りかかるのが上策ではないかと指摘している。

一 蘭法等一時ニ盛ンニ相成候ハ、是迄御為一途ニ相志、丹誠を抽テ相勤居候面々ハ忽チ氣先くじけ、次第二身を引候様可相成、又是迄御時勢之成行を察シ、為ニする所有テ竊ニ蘭法等相学ひ居候面々ハ、志を得候而眼前専ら御用達仕、輕輩も等を越し計らひ立身仕候様之志も出来可仕歟、左候ハ、自ラ御國風御時勢も又一変仕候様ニ共ハ相成間敷哉と、其辺りも大ニ懸念仕候条、蘭法等弥御用ひ之場ニ至候而も、右等ハ深く御心を被為用候方御為可然哉と申合候事

第二条では、蘭法が突然盛んになると、これまで御為一途に勤めてきたものたちの氣勢がそがれて身を引くようになる。一方、時勢の成行を察し、下心があつて密かに蘭学を学んでいたものたちが勢いを得て眼前の御用を達するようになり、輕輩が身分を越えて立身しようとする考えが生じる。そうなれば、國風・時勢も一変してしまうのではないかという懸念を表明している。

一 御軍法西洋ニ御改メニ付而ハ、余分ニ御軍器類御仕立ニ不相成候てハ相濟間鋪候へ共、只今之御財用繰ニ而者一時ニと申而ハ御出来被成間敷、御家中とても速ニ西洋軍器等仕立候儀ハとても手ニ及び申間敷、尤信服さへ

仕候ハ、不被仰付とも追々ハ差繰ヲ以各相競ひ軍器等仕立候様ニ可相成、其上江戸表ニ而も西洋調練之回、服体言語等も凡蘭人之形を学ひ候哉ニ而、諸人不平之評判仕候、是も御国元ニ而ハ先是迄之風ニ而、其業前掛引之調練而已窮理之道も被仰付候方可然哉、御軍器も御不足之分ハ成丈當時ハ是迄之分を御取交ニ而御仕廻被成、御内輪之儀御破格御大僕御執行ひニ相成、其御せり出しヲ以テ右等之御出財御仕廻被成候と申を御居リニ被成置候ハ、彼是不帰服仕間敷哉ニ申合候事

第三条では、軍法を西洋流に改めるには多くの軍器類を調達しなければならないが、現在の財政事情では一度に調達することはむずかしい。家臣たちにとつても西洋軍器類の速やかな調達はむずかしいが、信服さえすれば命じなくとも競つて調達するようになるであろう。当分は、不足の軍器類は従来のものを使用し、破格の大僕約を実施して、その成果を軍器類調達の資金とすることを基本方針とすれば、反対するものはないであろうと指摘している。

一 製練も根ハ誠ニ難有思召ニ候へ共、未御仁恤一向ニ顯レ不申候間、一統信用薄く、兎角色々と申立奉恐入候、  
右ニ付牛痘之如ク現功相見候御儀を専一二被仰付、諸人漸々信帥仕候ニ隨ひ、追々御手を広げられ候方御為可然哉ニ申合候事

第四条では、製鍊方の事業はありがたいお考えではあるが、いまだ仁恤の成果は一向にあがらず信用も薄い、種痘のように現実に成果があらわれたものだけを行い、一般の人びとが心酔するのに従つて手を広げた方がよいと指摘している。

一此先尚又御破格御改正御大僕御直才等一統人望ニ叶ひ候儀ニ付、先其辺りを速ニ諸役々御談し付ケ被遊度、左候ハ、いつれも難有可奉感服、そこにて西洋一条も御懇ニ御諭し被遊候て、思召通隨ひ奉るへく歟ニ奉存候、右眼前ハ間たるき様ニ候へ共、却而ハ速ニ蘭法成立御安心之基ニ候半歟と申合候事

第五条では、この先なお一層、「御破格御改正」「御大僕」「御直才」など、皆が望んでいることを実行に移せば感服するようになる。その上で、西洋のことも丁寧に言い聞かせて納得させれば、藩主の考え方通り従うようになるのではないか。これが、遠回りのようで蘭法成立の早道ではないかと指摘し、他の改革を先行させるよう求めている。

一蘭医御抱之儀も、一旦ハ懸念仕候へ共、打返し申合候へハ、如何ニも無御拠義ニ付、一人位之儀ハ此上ハ存寄無御座も御同意申上候事

第六条では、蘭医の召し抱えについても不安はあるが、再度申し合わせた結果、一人ぐらいであれば同意することにしたと述べている。

右いつれも管見、疎々御はがゆく可被思召上と大ニ奉恐入候へ共、御国御興廢ニ拘り不容易御事柄ニ付、乍不敬申合之趣有様相認、今一応奉伺候、少も無御隔意蒙御教示、發明仕度奉存候事

最後に、右のことはさぞや歯がゆく思われるだろうが、藩の興廢に関わる重大事なので、不敬を顧みず申し上げる。

御家之御軍法ニ御潤飾之尊慮ニ被成御座候得共、此節之御主意中老初諸役人中江御相談被遊候上、弥之処御治定被遊度旨等演舌ニテ猶又申上置

さらに、御家の軍法を潤色するのが主意だとしても、中老以下諸役人に相談した上で決定してほしいと、口頭で念を押している。

以上のように、家老中の考え方は、藩主黒田長溥が求める早急な西洋軍法採用による軍制改革に異議を唱え、西洋軍法の採用を藩主御側向の小規模なものにとどめ、蘭学をしてことした軽輩の身分を越えた藩政進出を押さえ込もうとするものであった。さらに、養子で迎えられた藩主として、いまだ家臣に信頼されていないことを言外に思い知らせようとする意図が読みとれる内容となっている。いかに養君といえども、二十年以上にわたって藩主の座にある長溥に対して、ここまで言わればさぞ歯がゆいであろうと明言したうえで、家老たちが強い調子で異議を唱えていることに驚かされる。当該期福岡藩における藩主権の強弱をはかる目安となるであろう。

また、蘭法導入に家老中が反対する背景として、「月形格等一統之者有之、氣合甚六ヶ敷、兎角御政治を致誹謗」というように、藩内尊攘派の勢力拡大という藩内情勢の変化があつたことは見逃せない<sup>(18)</sup>。これは、慶応元年（一八六五）の政変にいたる構図がこの段階で準備されていたことを示しており、注目すべき点であろう。

安政四年閏五月六日には、家老中より蘭法軍術伝習のために領内三流派の兵学者を長崎に派遣してはどうかという案が藩主長溥に提示され、長溥の同意を得て人選に入っている<sup>(19)</sup>。この結果、同月二十四日になって香西少輔・宮川代次郎・津田権四郎の三名を派遣することが決定された<sup>(20)</sup>。このことは、蘭法導入は御家軍法潤色のためとする藩主長溥の説明を逆手にとって、家老中が福岡藩の和流軍学者に西洋流軍法を学ばせるという提案を行つたものと考えられる

が、西洋軍法導入にどの程度の成果を期待していたかは疑問であろう。また、同じく二十四日には、この先三年間の「御大僕」が通達されている。<sup>(21)</sup>これは、家老中の請書に見られた、財政改革の成果があつてはじめて軍事改革も可能となるという考え方の反映であろう。

家老の黒田播磨は、同年七月二十八日に蘭法調練の見学を命じられ、九月五日には藩主長溥父子の前に召されて、「以来相成丈ヶ蘭法御主意通御隨ひ可申上」というように、今後は藩主の蘭法導入という方針になるべく従うことを表明しているが<sup>(22)</sup>、その後の経過をみると本心であつたとは考えられない。

以上のように、安政四年段階では、長崎海軍伝習を契機に西洋軍法の導入による軍事改革に積極的な藩主黒田長溥に対し、家老中をはじめとする家臣団の抵抗が強く、改革は停滞し、長溥の不満は高まっていた。

## 二 西洋軍法をめぐる藩内対立の激化

翌安政五年（一八五八）にはいっても、藩主黒田長溥の西洋軍法導入に対する情熱は衰えることがなかつた。領内志摩郡宮浦の荒物屋が著した記録<sup>(23)</sup>には、長崎における海軍伝習の影響から、「当國福岡表ニても、諸事蘭方之御稽古、調練等迄も蘭人風之大鼓をうち、右蘭方ニ携候人毎、衣服廻り、言葉遣ひまで専ら蘭人風ニテ、日ニ増蘭方盛んに相成申候」と、福岡でも服装や言葉づかいまでオランダ人風にした稽古や調練が行われ、日増しに蘭方が盛んになつて

いる状況が記されている。

同年五月二十六日には、「上、弥増蘭法御立入、御不為故申上方評議之事」と、藩主長溥の西洋軍法への傾斜を阻止するために家老中で評議が行われ<sup>(25)</sup>、同二十八日には西洋軍法導入に対する長溥の思い入れが強くなかなか反対しにくい状況ではあるが、家老職としては穏やかな形ででも反対の意思を示さざるをえないという家老中の意志が確認されている<sup>(26)</sup>。

これをうけて、翌二十九日、西洋軍法の導入は藩のためにならないことを藩主に進言するため、吉田求馬より「存念書」、牧市内から<sup>(27)</sup>は「書取」が提出され、立花弾正のもとに廻達された<sup>(28)</sup>。双方とも弾正の見込みとは若干異なつていたので、弾正自身の考え方を書面に認めて家老中に廻達している<sup>(29)</sup>。

弾正の考え方とは、第一に、最早嘆息するばかりでは家老職にある甲斐ないので、はつきりと進言する時だと決心を固めたこと。他の家老も、同様の決心であるならば、進言の「寛急程合」について十分な評議が必要性であること。第二に、藩主が蘭法導入に強い意欲を示している現状では、頭ごなしに蘭法はためにならないと進言しても、聞き入れられないばかりか容易ならざる事態に発展する可能性があること。第三に、現在藩政の重要な課題として取り組んでいる財政再建の成否は、藩主と家老中の一致協力にかかっていること。第四に、頭ごなしに蘭法導入の不可を論じて藩主の志気がくじけてしまえば、財政再建もむずかしくなり、蘭法導入を阻止できたとしても国力が衰弱してはもともこもないこと。第五に、先ずは試みに蘭法の良くない点の内十分の二か三を穏やかに進言し、状況次第で残

りを進言するのが良策ではなかろうか、というものであった。

この方針にそつて彈正が執筆した、藩主に対する進言の原案「演説之控」<sup>〔註〕</sup>は、次のような内容であった。

一天下一統不容易御時節ニ相移候条、万一只今ニて惣軍御練出之御会戦と申ニ相成候ハ、御軍事現業如何之御都合ニとも可相成哉、夫等を考へ候へハ、誠ニ心底不安候、一体ハ蘭之長所を御取被成、御軍法御潤色之筈ニ候へ共、其間何様相待兼申候、依之申合候処、先只今伝習相済居申候、第一剣付筒之類を初、火術等蘭之長所を御撰ひ之上、仮ニ早々御取交被成御軍事しらへ被仰付度、左候而伝習追而熟練之上、自然只今御撰ひ方相違之廉も候ハ、御改革被成、其節永久之御軍法御定相成可然哉ニ奉存候

このように、第一に、天下は總軍出陣も考えられる容易ならざる時節となつており、蘭法の長所を探り入れた軍法の潤色を待つてはいられない。従つて、先ずは伝習の済んだ剣付筒（ゲベール銃）などの火術を選んで、蘭法の長所を探り入れた仮の軍事調査を命じ、今後伝習熟練の上変更の必要があれば改めて永久の軍法を定めるのがよい。

一御軍事しらへ被仰出候而、調練も蘭法一式之調練、或ハ是迄之御軍法ニ蘭法御取交之調練と隔度位ニ被仰付度候第二ニ、軍事調査を命じた上で、蘭法だけの調練と、蘭法と從來の軍法を取り交えた調練を交互に実施するようにしてほしい。

一人心和合御必勝之基ニ付、蘭法御取交調練の方ハ、指揮も矢張再拜<sup>〔註〕</sup>之類御用ひ被成、衆人相好候日本風ニ被成歟  
導キ被遊候ハ、人心大ニ悦伏仕、却而蘭法も速ニ成立候様可相成歟と奉存候

第三に、人心の一致が必勝の基本であるので、蘭法取り交えの調練においても、皆が好む日本風にされるのが、蘭法成立の早道と考えられる。

一 蘭法一条ニ付而者色々御不為を申唱奉恐入候、此末御國中人氣動搖ニ共至候而ハ以之外之儀、尤夫等者聊御頓着不被遊御居りニ被為在、定而左程之儀ニも至申間敷候へ共、いつれニ此折柄人心和合不仕してハ、万一之節如何哉と大ニ懸念仕候、爰らて西洋之活断ヲ以人心一致ニ相成、不知々々御趣意ニ入候様御率ひ方、急々一ト御賢考被為在度御時節と奉存候、乍不及私共江も尚得と愚考仕、存付候儀も御座候ハ、追々相伺見可申候

第四に、人心一致でなくては非常時の役にはたたないので、人心の率い方にについて家老中も考えるので、藩主の方でも考えてほしい。

一 斯迄上御差ハまり被遊御引立被成候調練エ、家老中ハ只与所之様ニ仕候而打過候段、多罪誠ニ思召も奉恐入候、就而者右申上候辺り御取用被仰付候ハ、片時も速ニ御趣意之通御軍事相整候様、一統之人氣をも引立て、尊慮ニ不泥、存念をも御打合せ申上、御光才之御助勢を一際立入申上度儀と申合候間、此段奉伺候事

第五に、これらのことを行なう上に、家老中としても速やかに藩主の考えるような軍事改革が整つよう尽力したいというものであった。

この彈正の原案は、「此分ニ相決不日相伺候苦也」というように、家老中の了承をうけ、家老中の総意として藩主に進言されることになった。<sup>(32)</sup> 実際には、六月一日に藩主長溥に進言されている。これに対する、長溥の反応は、「事々

表裏ニて何分御不都合」というもので、家老中の考えとは全く一致せず、家老中は当惑して退散した。退出後家老の黒田播磨は、「もふハ逆もと投ヶ有之候」と、これ以上の長溥説得を絶望視しているが、まだ何か方法がないか皆でもう一度考えようと弾正が取りなして、その場はおさまった。<sup>(33)</sup>

同六月三日には、藩主長溥は弾正一人を召し出し、あらためて蘭法に関する家老中の申出は承服できないという考え方を示した。これに対して弾正は、「此節者上御引被成候歟、私共いつれも引候歟、両端間ニ候、然ルニ両様共ニ御不為ニ付、篤と御賢考被為在候付申上ル」というように、今回は藩主が引くか家老中が引くかどちらかしかないと、両方ともためにならないので、熟考してほしいと進言し、家老中へもこのことを連絡している。<sup>(34)</sup>ここにきて、蘭法導入をめぐる藩主と家老中の対立はぬきさしならぬ状況におちいっており、弾正としては家老中の提示した妥協案に藩主が同意することを暗に求めていた。

同六日には、再び藩主長溥が弾正一人を召し出し、蘭法導入について相談している。内容は、「播磨殿一人召、深々と御沙汰、得失御掛、御宜しかれハ御取上ながら、ちと無覚束、先御見合可然と申上ル、御用人ニしかと被仰付候儀御尋、是も不相見込旨申上ル」というように、播磨一人を召し出して深々と沙汰し、得失を論じさせたうえで良ければ採り上げるようにすること、用人にはつきりと指示を出すことの二点についての相談であつたが、両方ともに否定的な返答をしている。<sup>(35)</sup>長溥は、蘭法導入に関して家老中と妥協する意志はなく、「手元一人召之節ハ、專御引付之御振合ニ而、御懇和被為在」と、信任する弾正を味方に引き入れようと説得を試みているが、弾正は「矢張同席同意」

と家老中と連携する姿勢を崩さなかつた。<sup>(35)</sup>

結局、蘭法導入をめぐる藩主と家老中の対立は、同年七月八日になって、「蘭法一条、御居り切相成候へ共、人  
心不折合ニ而者不相済、家老中存念尤之儀、御同意可被遊、御家之御軍法押立、夫ニ蘭法少し加へ調練御初メ可被成、  
限ある役々江も御打出前御相談可被遊旨、御沙汰被為在候」というように、長溥が妥協して家老中の考えに同意し、  
御家の軍法を基本として一部蘭法を加えた調練を開始することになり、事前に範囲を限つて役人中へも相談すること  
を了承した。<sup>(36)</sup> この長溥の妥協に対しても彈正は、「誠ニ御居り切之処、今更思召御替、家老中御同意之尊慮奉伺、大ニ  
感戴御痛ハ敷落涙ニおよひ」と、感激の余り涙を流したと記している。<sup>(37)</sup>

これは、前年五月に藩主長溥が蘭法導入を指示して以来、家老中が要求しつづけていた条件が受け入れられたこと  
を意味し、藩主と家老中の対立を解消させるものであった。しかし、長溥は西洋軍法の導入による軍事改革をあきら  
めたわけではなく、あくまで西洋軍法の導入を開始するための妥協にすぎなかつた。

このことを裏付けるように、同年七月十八日の用人中にに対する次の指示中に、藩主長溥の真意をみることができる。<sup>(38)</sup>

西洋調練之義ニ色々浮説被行候間、家老中心付候趣過日委細申候間、篤と勘弁可致相答専ら考中ニ有之候、其後  
追々其勤役々も申出、いつれニ大意同様之事ニて尤之義ニ存し候、至此節而ハ一統速ニ安心之道ニ不申付而ハ  
不相済、家老中初メ心配尤之事ニ候、於我等何そ我意を立申張候義ニも無之、然所先祖以来武功之家柄、殊ニ異  
国防禦之義累代相勤義ニ付、非常之節諸国ニ越抜群之手際無之てハ不相済義ハ何れも承知之通りニ候、近年公辺

より西洋砲術調練等之義一統被仰出、於諸国ニ相始メ候間、家老中相談之上追々側向より相始メ、乍不肖必勝之軍事ニ改正可致、右者一国計之義ニ無之、皇國之御為ニ付、日夜心労を不厭出精いたし候、（中略）当家之軍法ニ只今より取交せ之義相達候ハ、一統安心愈以引立可申、指当ル所劍付筒計是迄之軍法ニ付ケ、西洋之節<sup>(ノミヤ)</sup>篤と習熟之上相達し申候ハ、此後日本調練西洋調練兩様共引立何も相分り候上、猶又篤と申合、一統不帰服無之様之所ニ可致と存候、弥以右之通り相成候ハ、是非共右之趣意至此節候而ハ間違不申様嚴重一統ニ相達し可然候間、達振り等家老中へも申談置候得共、猶又其方共受持柄之義ニ付、見込書付指出、左候ハ、照し合勘弁之上打合せ可相決候（後略）

これは、長溥の妥協によつて蘭法導入をめぐる家老中との対立が解消した経緯を説明したうえで、蘭法導入による軍法改正の通達方法に関する「見込書付」の提出を直接用人中に命じたものである。そのなかで長溥は、西洋砲術の調練などは近年幕府から指示されたことであり、諸藩でも既にはじめているので、家老中と相談のうえ側向よりはじめ、藩の軍事を必勝の軍事に改正したいという意向を表明している。さらに、さしあたり剣付筒を御家の軍法に付け加え、西洋の軍事に習熟し、日本調練・西洋調練両方を理解したうえで、十分に協議を重ねて皆が帰服するような軍法に改正すると述べている。このように、長溥の西洋軍法導入による御家軍法改革の意欲は決して後退したわけではなかつた。

藩主長溥から直接「見込書付」の提出を命じられた用人中のうち、同年八月二十八日の段階でこれに応じて「書付」

を提出したのは、毛利内記<sup>(40)</sup>と黒田三左衛門の二名のみで、他は藩主の考え方通りということであった。このうち、同一十八日に黒田三左衛門が提出した「存寄り書附」は、①西洋調練については種々悪説を申し立てるものたちがいるが、これは西洋軍術をよく知らないからであろう。②このような状況で当家軍法と西洋軍法の兼用を家臣たちに命じることについては見込みが立たないし、西洋軍術の調練を命じられても修行するものはいないと考えられる。③そこで、野戦台・剣付筒は家臣たちも承服するであろうから、この二つだけを兼用することにして通達すれば国中が安心するのではないだろうか。④幕府の意向もあるということなので、西洋調練を停止するということではない。⑤奥向限りで歩兵・騎兵の調練を実施し、自分たちをはじめ希望するものには出席を許し、下のものが西洋流を承服したうえで広く家臣たちへ通達すれば受け入れられるのではなかろうか、というものであった。<sup>(41)</sup> 基本的には、家老中に同調する内容といえるであろう。

同年七月三日、信頼する宇和島藩主伊達宗城に送った黒田長溥の書簡では、蘭法導入をめぐる藩内の状況について、次のように述べている。<sup>(42)</sup>

一 西洋調練之儀、段々引立致出精候処、一旦ハ余程多人数ニも可相成哉之処、近來又々十分ニ無之、甚以小子一人心配之至ニ御坐候、貴君故ニ打開申上候、右之訛合左之通り、右調練ハ何そ小子物好ニ而致候訛ニも無之、公辺ち追々被仰出、実ニ彼の長を取用候事可然事ニ候得共、重役初メ平日心掛薄く、先以來之軍法ニ而十分と存、異人ハ何も不弁者之様ニ存居候者不少る、表向ハ小子前ニ而ハ相応ニ申居候得共、内心如何と二ノ足を踏

安政期福岡藩における西洋軍法の導入と抵抗（樋原）

居候者不少處、京都ニ而異國御きらひ被成、打払之法御好ミと何となく浮説申立候間、兼々不相好者共大ニ力を得、種々重役初え申込候間、弥以重役初、世話も実ハ此節不致位、小子一人ニ而彼是申候得共、重役如右ニ候間、不申ても疑心不少、何もこんさつハ無之候得共、一体出方も十分ニ無之当惑仕居申候、右ニ付一統相分候様ふれ達も可致存候得共、重役共右も見込無之、返而人氣立可申など申候(モ)と急埒不仕、自然為皇国小子事致出精候事ニ付、其内ニハ一統も可相分、種々浮説申立候得共、少も頓着不仕如泰山居リニ御坐候、(後略)

このように、長溥のすすめる西洋調練が行き詰まっている現状を伝え、その原因のひとつとして、孝明天皇の異国嫌いを背景に、西洋調練を好まない尊攘派のものたちが勢力を拡大し、重役たちを動かして西洋調練の導入を阻止しようとしている状況を指摘している。

また、この書簡には、「当秋参府御奉書之通り十一月中と相心得居候処、追々京都江戸之御都合等重役共も致承知、致参府候ハ、定而二条殿(モ)召可申候、左候ハ、罷出候節異國之都合其外江戸之御都合等御尋候ハ、在之儘可申上事ながら、夫ちして万一間違筋又ハ江戸え御難題等京(モ)出候節、小子(モ)二条殿え申込ミ(モ)たと申事ニ相成候而者以外、其外色々心配仕候間、旁以十一月ニ相成不快申立、参府不仕候様、再三申間候ニ付、尤之次第二付、内々ハ右之処ニ相決申候」というように、福岡藩の重役は、対外的事情に通じた長溥が、通商條約勅許をめぐる朝幕間の争いに巻き込まれることを警戒し、長溥の参勤に強く反対しており、この点からも藩主と家老中の確執があつたものと考えられる。<sup>(4)</sup>

同年八月になると、「<sup>(津川)</sup>手元召、又蘭法之儀、御口氣振何分六ヶ敷、其通ニ席ニ而ハ、忽破レと相成候間、先取繕相咄、別而播磨殿求馬殿存念六ヶ敷、不相替致心痛候事」というように、蘭法導入をめぐって再び藩主と家老中、特に強硬派の黒田播磨・吉田求馬との対立が激しさを増している。<sup>(45)</sup> 藩主の信任厚い弾正が、藩主と強硬派の家老の間に立たされ、苦慮している様子がうかがわれる。

このような状況の中で、同年十月長崎海軍伝習所のオランダ人教師団や勝海舟をはじめとする幕府伝習生一行が幕府蒸気船に乗って福岡を訪問した。この訪問は福岡藩主黒田長溥のかねてからの要望により計画されていたもので、新任の長崎奉行岡部長常の許可を得て実現したものであった。一行は幕府の役人や勝海舟をはじめとする伝習生とカッテンディーケ以下のオランダ人教師および通詞たちで、咸臨丸およびエド号に分乗して同十八日博多湾に入港した。<sup>(46)</sup> 二十日に箱崎における歩兵調練の見学と晩餐会に招かれ、二十一日は製銃所・硝子工場等藩の工場を見学して、翌一二二日帰途についている。この藩主黒田長溥の強い要請にもとづく、長崎海軍伝習所オランダ人教師団等一行の福岡藩への招待は、長溥の西洋軍法導入に対する並々ならぬ意欲を示す一大デモンストレーションと位置づけることができるであろう。

七月の妥協後も、藩主長溥の西洋軍法導入による軍事改革の意欲は衰えることなく、同年十一月の段階でも「蘭法一条、上と席と矢張御解ケ合ニ不相成、毎々手元へ御密詰被為在、大ニ難波ニ付、主計殿江ハ別義ニ聞せ、御不為之儀ハ不相替不図申上候事」というように、蘭法導入をめぐる藩主と家老中の対立は解消していなかつた。<sup>(47)</sup>

安政期福岡藩における西洋軍法の導入と抵抗（権原）

翌安政六年（一八五九）にはいっても、「御出勤被遊、蘭法一条御打合申上」というように、蘭法導入をめぐる藩主と家老中の協議が続けられていたようであるが、結局、同年五月十一日にいたり、藩主黒田長溥の意向として、「御先祖様以来之御軍法ニ、西洋剣付筒野戦台等之要器、兼用之處ニ治定」となり、洋式軍法導入をめぐる藩主と家老中の対立に決着がはかられることになった。<sup>(48)</sup>これにともなう軍事調査の責任者には黒田播磨・吉田石見（求馬改め）・立花彈正の三家老が任命され、用人以下担当の役人たちと協力して速やかな実現をはかることが求められた。<sup>(49)</sup>

具体的には、同五月中に次のような通達が出されている。まず、「西洋軍術之儀於長崎伝習被仰付近々御試相成候処、差当り火術之儀者現業相勝之、當御時勢必用之品と御決定相成候、依之今般以思召御家御軍法ニ西洋剣付筒野戦台等御兼用之取調子被仰出、夫々請持をも被相定事ニ候」というように、軍事改正にいたる経過を説明したうえで、  
 ①家臣たちに西洋剣付筒の打ち方を習得させるため、砲術師家を選んで教授請持を立てること。  
 ②十四五歳以上の家臣およびその子弟は入門し、他の武芸に準じて西洋剣付筒の打ち方を兼学すること。  
 ③四十歳以上は各人の心がけ次第とすること。  
 ④今後兼学のものは、奥における調練に出席を命じることもあるので、そのつもりで修行に励むこと。  
 ⑤御家軍法の調練は近年中絶しているので、今後は西洋調練とは別に日を定め、奥御庭での調練を命じること。  
 ⑥側筒足軽中は、特に剣付筒の打ち方を習得しておくこと。  
 ⑦陪臣のものたちも、家臣に準じて修行すること。  
 ⑧今後西洋馬術も試みて得失を吟味する予定であること。<sup>(50)</sup>

このように、長崎海軍伝習によつて習得した西洋火術の内、西洋剣付筒（ゲベール銃）など一部を従来の黒田家の

軍法に採り入れることを決定し、それとともに軍事調査と調練体制の構築を開始する段階に到達するまでに、二年におよぶ家老中をはじめとする家臣団の抵抗を乗り越えなければならなかつた。このことは、洋式軍法導入の困難さを示すとともに、幕末福岡藩における藩主権の脆弱性を示している。しかし、藩主黒田長溥が西洋軍法の採用による本格的な軍事改革に意欲を示し、家老中をはじめとする家臣たちが拒否反応を示すかぎり、この決着も一時的なものに過ぎなかつた。同年六月十二日、家老中は藩主長溥と懇意の幕臣勝麟太郎（海舟）に依頼して、「是<sup>勝</sup>蘭法御不為之儀申上相成候ハヽ、よく御聞得可相成と申合」と、長溥の蘭法傾斜を阻止しようと画策しているが、勝の書状は、「案外蘭ニ深御力付可申認ニ相成、益懸念」と、逆に蘭法導入を支援する内容で、まさしく人選に失敗している。<sup>(33)</sup>さらに、万延元年（一八六〇）七月五日には、藩主長溥の江戸参府を期して、だれか長溥に影響力を行使できる人物に、蘭法導入を少し遠慮するよう説得してもらおうという画策が家老中によつて行われている。<sup>(34)</sup>西洋軍法の導入をめぐる藩主と家老中以下家臣団との対立は、財政改革や藩内尊攘派の勢力拡大とも絡み合いながらくすぶり続けることになる。

## むすびにかえて

福岡藩主黒田長溥は、安政二年（一八五五）の長崎海軍伝習を契機にますます洋学への関心を深め、オランダ直伝安政期福岡藩における西洋軍法の導入と抵抗（梶原）

の西洋軍法を導入して軍事改革をすすめることに意欲を示した。安政三年より江戸で準備をすすめ、帰国直後の翌四年五月より西洋軍法の導入に取りかかった。しかし、家老をはじめとする家臣団の抵抗は強く、ゲベール銃（西洋剣付筒）など伝習により習得した西洋銃砲の一部を導入し、従来の軍法を改正する調査を開始するまでに二年余りの歳月を要し、家老中をはじめとする家臣団の抵抗を乗り越えなければならなかつた。この点からみれば、先行研究の指摘通り、藩内保守派の抵抗によって軍事改革の成果はほとんど上がらなかつたといえるかも知れない。しかし、遅々とした歩みではあるが、西洋軍法採用による軍事改革は、挫折ではなく前進と考えることもできるであろう。

実際、安政五年（一八五八）四月二十八日には、ゲベール銃一五〇〇挺を一挺金五両で購入しており<sup>(54)</sup>、蘭法調練の実施も確認できる<sup>(55)</sup>。さらに、安政六年には、最終局面で金三万両の調達ができず購入が見送られたものの、長崎においてアメリカ軍艦の購入交渉がすすめられていた<sup>(56)</sup>。この点からは、長溥の西洋軍法導入に懸ける執念が、軍事改革の前進をもたらしたといえるのではなかろうか。また、この前進をもたらした要因のひとつとして、安政四・五年の財政改革が一定の成果をあげ、藩財政の危機的状況が緩和されたことにも注目しておく必要がある<sup>(57)</sup>。しかし、同じく長崎警備を担当する佐賀藩が、安政三年九月以降長崎海軍伝習によって習得したオランダ式砲術を藩内砲術の中心に位置付け、体制的に普及をはかつたことと比較すると対照的である。

軍事改革に対する抵抗勢力に関しては、単に藩内保守派と一括することはできない。実質的に藩政の実権を掌握してきた黒田播磨をはじめとする譜代の家老中が、西洋軍法導入による軍事改革を契機に藩主親政を宣言した養君黒田

長溥と、藩政の主導権をめぐって対立しているという側面をもつてゐる。さらに長溥自身が指摘していたように、藩政上無視できない存在となりつつあつた藩内尊攘派が家老中と結びつくという複雑な構造となつてゐた。この意味からいへば、慶應元年（一八六五）の激しい政争につながる政治構造の原型が形成されたと位置付けることができるであらう。<sup>39)</sup>

## 註

- (1) 『従一位黒田長溥公伝 上巻』（『新訂黒田家譜第六卷（上）』文献出版、一九八三年）一四・一五頁。
- (2) 岩下哲典「ペリー来航直前における黒田斉溥の対外建白書「阿風説」の基礎的研究」（『洋学史研究』第五号、一九八八年）、同「開国前夜・情報・九州」（『異国と九州』雄山閣、一九九二年）。
- (3) 『大日本古文書幕末外国関係文書之一』（東京帝國大学、一九一〇年）五六六～五七八頁、『従一位黒田長溥公伝 上巻』一七六～一八九頁。
- (4) 『勝海舟全集1・2』（勁草書房、一九七八年）一〇九・一一〇頁。
- (5) 宮本又次「福岡藩に於ける幕末の新事業」（『経済史研究』第三十卷第二号、一九四三年）。
- (6) 井上忠「福岡藩に於ける洋学の性格」（『史淵』第三十・三十一合輯、一九四四年）、同「福岡藩における洋学の性格」（有坂隆道編『日本洋学史の研究I』創元社、一九六八年）、同「蘭学」（『福岡県史通史編福岡藩文化（上）』福岡県、一九九三年）。

- (7) 檜垣元吉「福岡藩政史の研究——幕末の情勢——」(『史淵』第六十九輯、一九五六年)。
- (8) 「綱領」(『新訂黒田家譜第七巻(上)』文献出版、一九八四年)二五一頁。
- (9) 「日記 六」(黒田喜美夫氏所蔵立花文書十七、但し福岡県立図書館所蔵の複写本を利用した)、以下便宜上「弾正日記」と表記する。この日記の著者である立花弾正増熊は、知行高四〇〇〇石の上級家臣で(『安政分限帳』)、『福岡藩分限帳集成』海鳥社、一九九九年)、嘉永五年(一八五二)三月より元治元年(一八六四)九月まで家老の職にあり(『綱領』)、藩主黒田長溥の厚い信任を得て安政改革を主導した。
- (10) 黒田播磨一整は、福岡藩家臣団の頂点に位置する三奈木黒田家の当主で、知行高は一万六二〇五石余におよんだ(『安政分限帳』)。同家の当主は、代々家老の地位を占め、永代家老あるいは大老とも称された。一整も、天保十一年(一八四〇)四月以降慶応元年(一八六五)七月にいたるまで一貫して家老の地位にあった(『綱領』)。
- (11) 「藩政記録」(九州大学附属図書館六本松分館所蔵檜垣文庫160-29-2)。この史料は、天保十年(一八三九)から安政四年(一八五七)にいたる三奈木黒田家の日記を抜粋したものと考えられる。成立の経緯は不明であるが、この「藩政記録」の安政三年十一月八日の記事を含む十一月六日から十二日にいたる一丁は、黒田播磨の「日記」(筑紫女子学園高等学校所蔵黒田家文書65)から脱落している。この史料の存在とその性格については、福岡大学大学院高山英朗氏のご教示を得た。感謝の意を表したい。
- (12) 「弾正日記」安政四年五月十九日条。
- (13) 「日記」(筑紫女子学園高等学校所蔵黒田家文書66) 安政四年五月十九日条。
- (14) 檜垣文庫131-1。
- (15) 「日記」安政四年五月二十四日条。
- (16) (17) 檜垣文庫131-2。

- (18) 「弾正日記」安政四年五月十一日条。
- (19) 「日記」安政四年閏五月六日条。
- (20) 「日記」安政四年閏五月二十四日条。香西は武田流軍学者と確認でき、宮川は長沼流軍学者、津田は津田流砲術家と考えられる。

- (21) 「日記」安政四年閏五月二十四日条。
- (22) 「日記」安政四年七月二十八日条。
- (23) 「日記」安政四年九月五日条。
- (24) 『見聞略記』(海鳥社、一九八九年)九〇頁。
- (25) 「弾正日記」安政五年五月二十六日条。
- (26) 「弾正日記」安政五年五月二十八日条。
- (27) 吉田求馬利尚は、知行高二五〇〇石の上級家臣で(「安政分限帳」)、弘化三年六月より安政六年八月に病死するまで家老の地位にあった(『綱領』)。
- (28) 牧市内勝聲は、軽輩出身ではあったが財政に通じていたようで、安政期には立花弾正のもと頭角を現し、財政改革に取り組んでいた(「弾正日記」、安川巖『物語福岡藩史』(文献出版、一九八五年)三三四・三三五頁)。
- (29) ↗(32) 「弾正日記」安政五年五月二十九日条。
- (33) 「弾正日記」安政五年六月一日条。
- (34) 「弾正日記」安政五年六月三日条。
- (35) (36) 「弾正日記」安政五年六月六日条。
- (37) (38) 「弾正日記」安政五年七月八日条。

- (39) 「覚」(九州大学九州文化史研究所所蔵三奈木黒田家文書一五〇一)。
- (40) 毛利内記元英は、知行高三六三二石余の上級家臣で(「安政分限帳」)、安政六年(一八五九)十二月に退役するまで用人  
(中老右筆所詰)の地位にあった(『綱領』)。
- (41) 黒田三左衛門一道は黒田播磨一整の嫡子で、嘉永五年(一八五二)九月より用人の地位にあり、安政六年(一八五九)二月  
より家老となる(『綱領』)。
- (42) 「覚」(三奈木黒田家文書一五〇一)。
- (43) 『従一位黒田長溥公伝 上巻』一四一~一四三頁。
- この黒田長溥書簡の年次について、『従一位黒田長溥公伝』は安政三年(一八五六)七月三日としているが、史料中に「何  
卒公辺御都合宜敷相成候様奉存候、大老初之都合内分奉伺候」というように、大老をはじめとする幕府内部の事情を内々に知  
らせてほしいという記載があり、この大老は井伊直弼以外には考えられないことから、安政五年四月<sup>(六月)</sup>二十三日の直弼大老就任  
以降でないとつじつまが合わない。さらに、史料中に「先月廿五日、薩州<sup>5</sup>内用向ニて同方家來西郷吉兵衛直書も持參、直  
ニ対面仕候」とあり、六月二十五日鹿児島藩の西郷吉兵衛が島津斉彬の直書を持参して福岡を訪ね藩主黒田長溥に面会したと  
いふのは、『大西郷全集 第三巻』(大西郷全集刊行会 一九一七年)の西郷隆盛年譜に見える、安政五年(一八五八)の「六  
月二十四日福岡に至り、藩主黒田長溥に謁し使命を陳ぶ。」の記事に符合する。また、島津斉彬は安政五年七月十六日に急死  
しているので、この長溥書簡は『従一位黒田長溥公伝』の比定する安政三年ではなく、安政五年七月三日のものに間違いない。
- (44) 『従一位黒田長溥公伝 上巻』一四一・一四二頁。
- (45) 『彈正日記』安政五年八月十二日条。
- (46) カッテンディーケ、水田信利訳『長崎海軍伝習所の日々』(平凡社東洋文庫 26、一九六四年)一三四~一三九頁。
- (47) 「彈正日記」安政五年十一月十九日条。

- (48) 「秘記」(筑紫女学校園高等学校所蔵黒田家文書68) 安政六年四月十七日条。
- (49) (50) 「彈正日記」安政六年五月十一日条。
- (51) 「御触状写 第二」(繪垣文庫246—40)。
- (52) (53) 「彈正日記」安政六年六月十二日条。
- (53) 「彈正日記」万延元年七月五日条。
- (54) 「彈正日記」安政五年四月二十八日条。
- (55) 註(22)の、黒田播磨が「蘭法調練拝見」を命じられた安政四年七月二八日以降、黒田播磨や立花弾正の「日記」などに「蘭法調練」「西洋調練」の記事が散見されるようになる。
- (56) 「秘記」安政六年十一月六日条。
- (57) 拙稿「嘉永・安政期の動向」(太宰府市史 通史編II第二編第五章第一節三)二〇〇四年三月刊行予定)。
- (58) 拙稿「幕末佐賀藩における火術組創設の意義」(『近世近代史論集』吉川弘文館、一九九〇年)。
- (59) 拙稿「福岡藩慶応元年の政変」(『福岡大学人文論叢』第三十四卷第一号、二〇〇一年)。